

会議名	鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会（第1回）
議事日程	日 時 令和7年7月1日（火）午後2時から 場 所 米子市役所 第2応接室 日 程 1 開会 2 管理者あいさつ 3 委員及び事務局職員の紹介 4 会長の互選及び職務代理者の選任 5 諮問 6 議題 (1) 使用料等審議会について (2) 火葬場使用料及び不燃物処理手数料の見直しについて 7 その他 8 閉会
出席者	(委員) 石川真澄、森田豊充、景山泰子、矢倉 賢、角田和久、古都憲孝、長谷川 正 (管理者) 米子市長 伊木隆司 (事務局) 事務局長 深田 龍 施設管理課長 本池 将 施設管理課施設長 小林祥弘 施設管理課担当課長補佐 安田 憲 総務課長 米田克宏 総務課担当課長補佐 安田香織 総務課係長 門脇侑衣
欠席者	なし
傍聴者	なし
公開・非公開	公開
開会	午後2時00分

会議内容	
事務局	1 開会 ・第1回鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会を開会する。
管理者	2 管理者あいさつ ・委員就任のお礼 ・昨今の物価高騰により、火葬場や不燃物処理場等の運営に関するコストが値上がりしていることから、使用料等の見直しについて審議していただく必要が生じた。 ・両事業が持続可能な料金体系の検討について、それぞれの専門的な立場や地域住民としての立場から忌憚のないご意見を願います。
事務局	3 委員及び事務局の紹介 ・委員及び事務局職員を紹介 ・鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会条例第6条第3項に定める委員の半数以上の出席を満たしているため、会の成立を報告。
事務局	4 会長の互選及び職務代理者の選任 ・同審議会条例第5条に基づき、会長に石川委員、職務代理者に森田委員が選任された。
事務局	5 諮問 ・使用料等の見直しの必要性及びその必要性が認められた場合の改定額について管理者から石川会長へ諮問を行った。 ・諮問後、所用のため管理者退席
会長	6 議題 ・本会議は非公開情報に該当する事項がないため、公開とすることを委員に諮り同意を得る。
事務局	(1) 使用料等審議会について [資料] ・鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会について【概要】（資料1－1） ・鳥取県西部広域行政管理組合使用料審議会委員名簿（資料1－2） [説明事項] ・上記資料について事務局より説明。 [質疑応答]

	・なし
	(2) 火葬場使用料及び不燃物処理手数料の見直しについて [資料] ・火葬場使用料及び不燃物処理手数料の見直しについて（資料2） ・県内の他広域・山陰自治体との比較（資料3－1） ・類似団体（西日本）との比較 ・火葬場使用料及び不燃物処理手数料の対象施設について（参考資料） [説明事項]
事務局	・「火葬場使用料及び不燃物処理手数料の見直しについて（資料2の8ページまで）」、「火葬場使用料及び不燃物処理手数料の対象施設について（参考資料）」について、事務局より施設の概要及び見直しの必要性について説明。
	[質疑応答]
委員	・火葬場使用料に関して、火葬の圏域内居住者と圏域外居住者の説明があったが、圏域外利用者の実績はあるか。
事務局	・火葬の圏域外居住者の実績については、参考資料4ページに記載のとおり。
委員	・使用料等の見直しの論点が資料には記載されているが、本会議では、その論点である費用（コスト）、火葬件数・ごみ処理量、受益者負担率、他団体等の均衡、激変緩和措置それぞれの要素についても検討するのか。
事務局	・そのとおり。火葬場使用料及びリサイクルプラザ不燃物処理手数料改定にあたってそれぞれの論点の考え方についてご審議いただきたい。 ・審議の際は、本日の資料の受益者負担率や県内の他広域や近隣団体の状況を参考としていただきたい。
委員	・使用料等について、減免制度はあるか。
事務局	・火葬場使用料については、条例で生活保護受給者などが減免対象と規定されている。ただし、生活保護受給者は葬祭扶助内で使用料の支払い可能なため、これまでに減免対象となった実績はない。また、健康保険加入者は、葬儀費用として、健康保険から5万円の葬祭費等の補助が喪主に対して支給される。 ・不燃物処理手数料については、火災による不燃ごみの場合、徴収してい

	ない。
会長	・火災に限らず、災害ごみも同様の扱いと考えてよろしいか。
事務局	・災害ごみについては、減免制度ではなく、鳥取県が所管して市町村に振り分けて処理しており、手数料は徴収していない。
事務局	〔説明事項〕 ・「火葬場使用料及び不燃物処理手数料の見直しについて（資料2の9ページ以降）」、に基づき、事務局より火葬場使用料及び不燃物処理手数料の現行の算出方法と改定する場合の算出方法に関する論点について説明。 〔質疑応答〕
委員	・各施設の貸借対照表（BS）や損益計算書（PL）といった詳しい資料を提示いただきたい。項目ごとにどのくらい費用が上がっていて、それに伴いトータルコストがどのくらい上昇しているのかを明確にしてください。そのうえで、行政としての負担が増えていて使用料等の見直しが必要であるという説明をしていただくと理解しやすい。 ・不燃物処理手数料の受益者負担率についての個人と事業者の割合を変えて事業者の方を個人よりも割合を上げた場合、住民の納得は得やすいかもしれない。ただし、事業者にとっては負担が多くなるので、不公平感を感じられるかもしれないが、差額の部分を各市町村の産業振興等の施策等で補えることができるのであれば、各市町村にそのような施策を依頼するなど、見直しについての理解を得るために、様々なことが考えられる。
事務局	・参考資料に提示した両施設の事業費データは、費目ごとに内容をまとめたものなので、より具体的なデータについては、次回資料として提示させていただく。
委員	・火葬場使用料及び不燃物処理手数料の見直しの必要性について、「利用の有無による住民間の受益と負担の公平性の確保」と「組合・構成市町村の財源投入における、住民間での公平性の確保」という理由をもとに見直しを行うということであるが、どういう整合性があるのか。住民間での負担の公平性が確保されていないということか。施設を使う人、使わない人を言い出したら、火葬場は誰しもが使う可能性がある施設ではないかと思われる。

事務局	・見直しの必要性については、現行の火葬場使用料は、施設運営費の50%を受益者負担率として設定しており、設定した受益者負担率に満たない部分は、構成市町村からの負担金で補っている。この負担金は、利用の有無にかかわらず、構成市町村からの税金になる。利用者負担額が施設運営費の50%であるところ、現在50%より低くなってきており、税金の割合が多くなってきている。このような状況により、施設利用の有無による住民間の受益と負担の公平性の確保が必要であり、見直しが必要と考えている。
委員	・不燃物処理手数料であるが、今回事業所ごみと一般家庭ごみの持込手数料の料金の差をつけることも検討事項であるか。
事務局	・検討事項としている。資料3-1の近隣団体の状況のとおり、地域により違いがあり、島根県の松江市、安来市、出雲市、雲南市・飯南町は事業所ごみと一般家庭ごみの手数料は区別されているが、鳥取県内は本組合を含め東部広域や中部広域、境港市も区別していない。
会長	・確認だが、一般の家庭から排出される不燃ごみに関しては、通常はごみ袋の費用負担しかないが、この度本審議会で審議する不燃物処理手数料（178円/10kg）は、施設に直接搬入される場合にかかる費用ということではよいか。
事務局	・そのとおり。
委員	・事業所から排出されるごみは産業廃棄物ではないか。
事務局	・事業活動により生じたごみは産業廃棄物であるが、事業所の従業員が飲んだジュースの空き缶や弁当の空箱などは、一般廃棄物になるため事業所が直接持ち込むことがある。
委員	・不燃物処理手数料の受益者負担率は、鳥取県内3広域で割合が異なるが、受益者負担率の統一的な考え方はあるのか。
事務局	・統一的な考え方はない。各自治体独自に受益者負担割合を定めているところもあるが、定めてない場合、資料において算出費用から逆算して負担割合を記載した団体もある。 ・自治体独自の考えをもとに原価を算出し、近隣団体との均衡を踏まえて、金額を定めている自治体が多い。

会長	・ 現行の使用料等の算出にあたっては、考え方が3段階ある。 まず、原価の算出は、事業に係る費用、例えば、光熱水費、人件費や修繕費などがあるが、それら費用のうち、どの費用を含めていくかを考慮して金額（原価）を算出する。 次に、その算出された原価に対して、受益者負担率として、火葬場使用料は50%、不燃物処理手数料は100%を乗じて算出する。 その結果、当時の周辺市町村と比べ金額が高くなったため、第3段階として激変緩和措置を行った結果、現行の料金に落ち着いている。 ・ おそらく、この3段階目で金額は大きくもなり、小さくもなることになるが、最後は具体的に出てきた金額がどうかという話しになると思う。考え方の順番としてはそれでよいのか。
事務局	・ そのとおり。
委員	・ 今回の見直しについて、関係市町村ごとに考え方の違いはないのか。例えば、使用料等は行政が負担すべきという考えから値上げすべきではないという意見や、反対に使用料等は利用する個人が負担すべきという考えから値上げをすべきといった意見はないのか。あるいは、合意は取れていて、審議会の結果を関係市町村に示して協議が進んでいくのか。
事務局	・ 本日配布した資料は、事前に関係市町村の各担当課長に集まっていたき、会議に諮った上で本日お示ししている。 ・ 審議の進め方としては、本日の意見を踏まえ、次回の第2回審議会で試算額を何パターンか示し、第2回と第3回で審議いただき、第4回で答申を予定している。答申結果でもって、関係市町村と協議を行うこととしている。
会長	・ 次回何パターンか試算を示していただくために、その前提となる方向性について意見を集約しておく必要がある。まず、管理者から諮問をいただいたが、使用料等の見直しの必要性について各委員はどのように考えるか。
委員	・ 会長から見直すべきかどうかの問いかけがあったが、議論した結果として見直さないこともあるかもしれないので、今結論を出さなくてもよいのではないかと。
委員	・ 今の委員の考えに同意する。長い期間見直しが行われていなかったため、これを機会にしっかり見直して議論することは大切であり、見直し

	た結果、どうするかということに次に議論していくことになるだろう。この度、福祉の立場から参加しているが、少額の値上げであっても、支払いが困難な市民は一定数いる中で、福祉の制度で対応されているということであれば見直しは必要と考える。
委員	・消費者保護という観点からは、値上げしない方がよいのではないかと考える一方で、見直しが今まで議論されてこなかったことを考えると数年に一度は見直しをしていくべきではないか。
委員	・他県に住んでいた頃は、ごみの分別が厳しかったが、ここでは分別がしやすい分、処理コストもあると思う。見直しを行うと結果的に増額になる場合が多いが、今回見直しの審議することは必要である。きちんと地域住民に説明できるような結論になればよい。
委員	・「見直しありきの議論」と住民に誤解されないためにも、コストがどの程度上がっているのか、それにあわせて受益者負担をどの程度増やしていく必要があるのかなど、具体的かつシンプルな説明ができないといけない。住民に説明して理解を得るには、それなりの理由とシンプルな体系である必要があると考える。見直しの必要性のために、次回の審議会では具体的な数字を出していただきたい。
会長	・各委員の意見より、これまで3年ごとに見直すとしていながら長い期間見直しをしてこなかったことや激変緩和措置により金額を固定していたこと、ここ30年あまり変わらなかった物価が昨今は変動しており、人件費や燃料費等物価が高騰していることから、見直しは諮問のとおり行う。ただし、使用料等の見直しについては、この場で結論を出すのではなく、現行のまま変えないという選択肢も残しつつ、見直した場合のメリット、デメリットを考えながら議論を進めていく。 ・火葬場使用料の論点整理として、5つの要素（【1】費用、【2】火葬件数、【3】受益者負担率、【4】他団体等の均衡、【5】激変緩和措置）を挙げているが、【4】他団体等の比較と【5】激変緩和措置については、試算の結果を見た上で、実際に受益者負担を考えていくことになるため、本日の審議では、次回試算を提出いただくための条件として【1】から【3】の要素について検討していきたい。まず、【1】費用の算出に用いるデータと【2】の火葬件数を過去の実績値を適用するか、将来の見込み値で試算するか、意見をいただきたい。
委員	・試算をするならば、将来の予想値で算出したらいいいのではないかと思います。

委員	・現在の費用と今後10年後、20年後の費用の見込みを示していただきたい。
事務局	・費用や件数等の見込み値については、次回資料として提示させていただく。
会長	・財政推計値で試算額を作成いただくということでよろしいか。
委員一同	・異議なし
会長	・それでは、財政推計値に基づいて算出をお願いします。不燃物処理手数料に関しても、同様に財政推計値で算出をお願いしてよろしいか。
委員一同	・異議なし
会長	・不燃物処理手数料についても、財政推計値での算出をお願いします。
委員	・イニシャルコストの中には補助金が含まれると思われる。また、ランニングコストについても国からの地方交付税が含まれていると思う。イニシャルコストやランニングコストを算入するのであれば、補助金や交付税の部分について組合はどう考えているかを示していただきたい。
事務局	・まず、ランニングコストにおける地方交付税について、組合の財源は、構成市町村の負担金によって賄われており、組合が直接地方交付税を受けることはないため、その地方交付税を除いた部分を算入することはできない。 ・補助金については、大規模改修費等に補助がどれくらい充当されていたのかは、今資料がないため答えることはできないが、実際の補助額を差し引いた金額を出すことはできる。
委員	・算出するにあたっては、組合の考えを明確に説明していただきたい。
会長	・その他イニシャルコストに関して意見はあるか。
委員	・今まではイニシャルコストは含まれていないのか。
事務局	・前回までは、イニシャルコストは含まれておらず、施設を維持していく

会長	ための経費としてランニングコストは計上していた。イニシャルコストが含まれていなかった点については、先ほど委員から指摘があった大規模改修や当初建設工事については、おそらく国の補助金があるので、その点を考慮し、経費の中に含めていなかったと思う。 ・今回に関して、イニシャルコストを入れるのであれば、補助金の部分を除いて試算すべきと考えるため、その部分を考慮して試算したい。 ・火葬場と不燃物処理場で状況は違うかと思うが、施設の入れ替えや建て直しの部分を含めると、金額が大きくなるため、含めて考えることは難しいと思うが、一方で、例えば不燃物処理場では、爆発による機械の破損事故は、一定の確率で起こることが予想される。修理や更新をしなければ施設が止まり機能しないということになってしまうので、施設の整備費用に関しては、試算に含めてもよいのではないか。 ・また、前回の受益者負担率は、激変緩和によって金額の上昇を抑えたことによって大幅に下がったので、基準値に戻すだけでも値上げになる。そのような状況で、さらにイニシャルコスト等を加えて検討していくことは、政治的な判断になる。
事務局	・火葬場は平成3年、不燃物処理場は平成9年に建設され、両施設とも年数が経過しているため、現時点で当初建設費用を含めるということはない部分もある。委員長からの指摘のとおり、大規模改修費や施設を維持管理していくために必要な費用をどうしていくかという視点でご議論いただきたい。 ・また、受益者負担率についても議論いただきたく論点として取り上げた。資料の中で使用料と手数料の違いについて記載があるように、火葬場使用料と不燃物処理手数料は性質が違うものであり、使用料は、施設やサービスを利用する受益者から必要な費用を徴収するものであり、手数料は、特定の方が利益のための役務の提供に係る経費と定義している。不燃物処理手数料については、直接的な経費というニュアンスが強くなるため、前回においては基本的には100%徴収するという考えだったが、不燃物を処理するにあたっては、施設が適切に稼働できていないといけなないので、火葬場と同様、施設利用という側面があるという考え方もできる。このため、不燃物処理施設についても、受益者負担率を論点として今回取り入れている。
委員	・事務局の説明で両施設について施設利用という考え方ができるという説明があったが、本日の資料より、やはり料金の性質としては、使用料と手数料は別々に考えた方がいいのではないかと感じた。両施設とも、働

	く方の処遇改善や施設の老朽化の費用は当然かけるべきだと思うが、使用料等の考え方については、分ける必要があるのではないかと。例えば、火葬場について、料金が倍になった場合でも福祉や保険、また、自治会などで一部助成がある。一方、ごみの搬出については、日々行うことなので、10円、20円の値上げであっても年間何万の差が出てくる。
事務局	・先ほどごみ出しは日々の中で起こるもので、年間に換算すると数万円の差が生じると委員から発言があったが、不燃物処理手数料に関しては、不燃物処理場に直接持ってこられる方を対象とする料金であり、住民が日々ごみ袋に入れて出している料金が上がるという話ではないので、理解いただきたい。
会長	・火葬場と不燃物処理施設に係る費用として計上すべきものについて、前回の算入経費として含めていたものについては、異議はないかと思うが、イニシャルコストあるいは大規模改修費、それから不燃物処理場に関しては最終処分場経費をどこまでいれるのかについて他に意見はないか。
委員	・将来に渡って施設がないと処理できなくなるので、各種費用を含めることはやむを得ないと思うが、説明ができるようにすべきだ。
事務局	・対象費用の確認であるが、基本的に大規模改修費を試算に入れた場合と入れない場合で試算を出させていただいてよろしいか。
会長	・大規模改修費を含めた案を出されたとしても、金額が大きくなりすぎるため、完全な施設の更新や建て替え費用は除いていただきたい。前回と同様にランニングコストのみの試算と、ランニングコストに加えて定期的な修繕や施設の整備費用を入れた試算をお願いしたい。
委員	・特にごみ処理場は機械が壊れたりすることがあると思うので、定期的な修繕などのコストはある程度含めてもよいのではないかと。施設が老朽化すれば当然補修は必要になってくる。
事務局	・これまでの意見より、建設工事費と概ね30年に1度行う施設の長寿命化改修と言われる大規模な工事の費用については、除いて試算を行いたい。一方で、概ね10年に1度行う基幹改良工事については、工事を行わなければ機械が機能しなくなるため、施設運営に必要な費用として計上し、試算を行いたい。

会長	・資料2の11ページについて、大規模改修費と基幹設備修繕費という種類が書かれているが、基幹設備修繕に関して考慮して検討するということか。
事務局	・その方がよろしいのではないかと考える。
会長	・それでは、不燃物処理費用についても、火葬場と同様な形で試算を示していただきたい。
委員	・確認で、減価償却費は含めないということか。
事務局	・そのとおり。
会長	・もう一点、不燃物処理手数料のコストに最終処分場の処理経費について、委員から意見をいただきたい。
委員	・最終処分場費の全体的な割合は概ねどのくらいか。
事務局	・量としては、不燃物処理場に年間約4000トン搬入があり、そのうちの半分である約2000トンが不燃物残さとして最終処分場に搬入される。今回の資料には記載していないが、その不燃物残さの処理に係る経費については、運搬費を除いて、約2億円になる。
委員	・他団体では、最終処分場費は計上されているか。
事務局	・鳥取県内の他団体について、中部広域も東部広域も最終処分場処理経費を含めて原価計算を行っている。本組合が前回含めなかった理由としては、最終処分場は直接住民が利用する場所ではないということと、リサイクルプラザの前身となる施設が、米子市にあり、米子市の埋立事業の前段で、本組合が不燃ごみの中間処理を行っていた。その中間処理場の料金というのは、中間処理にかかった経費だけを計算していて、当時は事業者のみの利用で、事業者から直接徴収していた。中間処理場がリサイクルプラザに移り、その後も直接住民利用がなく、管理する行政と民間事業者が設置した施設ということで、公費100%にしたという事情がある。中部広域も東部広域もそれぞれ中間処理施設も最終処分場施設も一体の施設となっており、行政設置であるため含めて算定されている。
会長	・火葬場については、ランニングコストのみ、ランニングコストと基幹設

	備修繕費を含めた2種類で試算をお願いしたい。不燃物処理場については、ランニングコストのみ、ランニングコストと設備の整備費を含めたものとランニングコストと設備の整備費と最終処分場経費を含めた3種類で試算をお願いしたい。 ・また、受益者負担率については、一つの基準として火葬場は50%、不燃物処理場は100%を押さえておくべきであると考えが、それ以外の割合をどうするか。割合を変えるだけであれば、すぐに計算することは可能ではあるが、違う割合を試算額に加えるか第3回目以降に検討するかどうか、意見をいただきたい。
委員	・第3回目以降でよい。
会長	・では、受益者負担率に関しては、火葬場は50%、不燃物処理手数料は100%で試算をお願いする。試算に用いるデータは今後3年間の予測値とし、施設整備等で補助金等がある場合は、その補助金を除いた行政の実負担に応じた数値で試算をお願いする。
会長	7 その他 ・議事以外について、事務局からその他があればお願いしたい。
事務局	・第2回審議会の日程調整を行い、令和7年7月24日（木）午後2時から、場所は淀江支所とすることとした。
会長	・それでは、本日の審議は以上とする。
事務局	8 閉会 ・第1回鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会を閉会する。
閉会	午後4時10分